

『児童手当』制度 開始へ

子ども手当は、24年4月から「児童手当」に変わりました。「児童手当」に変わりました。支給対象者、支給月額はいままでと変更無く、3月まで子ども手当を受給していた方は制度変更にもなう新たな申請手続きの必要はありません。※6月分からは所得制限が導入されます。

◎児童手当とは…

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的としています。

◎支給対象となる児童

国内に住所を有する中学校修了前までの児童（満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）。

保育のお知らせ

平成24年度保育料の基準額表 (単位:円/月)

| 世帯の階層区分 | | 3歳児未満 | 3歳児 | 4歳児以上 |
|---------|------------------|--------|--------|--------|
| 1 | 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 市民税非課税世帯 | 6,500 | 4,500 | 4,500 |
| 3の1 | 均等割世帯 | 13,500 | 12,000 | 11,000 |
| 3の2 | 所得割世帯 | 16,500 | 14,000 | 14,000 |
| 4の1 | 所得税8,500円未満 | 20,500 | 18,500 | 18,500 |
| 4の2 | 8,500～39,999円 | 22,000 | 20,000 | 20,000 |
| 5の1 | 40,000～69,999円 | 26,000 | 24,500 | 24,000 |
| 5の2 | 70,000～102,999円 | 31,000 | 28,000 | 26,000 |
| 6 | 103,000～412,999円 | 32,000 | 30,000 | 27,000 |
| 7 | 413,000～733,999円 | 35,500 | 31,500 | 28,000 |
| 8 | 734,000円～ | 38,500 | 34,500 | 28,000 |

●保育料金と助成制度

平成24年4月からの保育料金は昨年通りで変更ありません。保育園に入所されているお子さんが次の条件に当てはまる場合は、保育料の助成制度があります。

◎受給資格者

市内に住所を有し、支給対象となる児童を養育している方。※離婚協議中で両親が別居(住民票も別)している場合は、児童と同居の方へ支給(離婚協議中である証明が必要)。未成年後見人や父母指定者、施設の設定者なども受給資格者となる。

手当の額

| 支給対象 | 月額 | 所得制限以上の方(月額) | |
|-----------------|---------|--------------------|---------|
| 3歳未満 | 15,000円 | 5,000円 ※6月手当分から | |
| 3歳以上～ 小学校修了前 | 第1・2子 | | 10,000円 |
| | 第3子～ | | 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 | | |

第3子の数え方：18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

◎所得制限

所得制限は6月分以降より適用となります。限度額以上の方は児童1人あたり手当が月額5千円となります。

| 扶養親族等の数 | 所得額 |
|---------|-------|
| 0人 | 622万円 |
| 1人 | 660万円 |
| 2人 | 698万円 |
| 3人 | 736万円 |
| 4人 | 774万円 |
| 5人 | 812万円 |

◎支払月

- ・6月(2～5月分)
- ・10月(6～9月分)
- ・2月(10月～1月)

◎出生・転入の場合

出生は出生日から、転入は転出予定日から15日以内に申請されます。申請の翌月分から受給出来ます。申請者となるのは、児童を養育する父母等のうち、主に生計を支えている方(恒常的に所得の高い方)。

◎申請に必要なもの

- ・児童手当認定請求書
- ・印かん



◎現況届について

続けて手当を受ける場合は、毎年6月に「現況届」を提出。用紙は5月中旬以降に発送予定。

◎申請場所

- ・子育て長寿支援課
 - ・金浦市民SC
 - ・象潟市民SC
- ※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。



◎問合先

- ・子育て長寿支援課
- 子育て支援班 ☎32・3040

●学童保育クラブ

保護者が日中家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るものです。希望の方は直接、申し込みしてください。

【仁賀保地域】

- ◆仁賀保学童保育クラブ 夢ハウス
- ・平沢字町田 ☎36・2479
- ◆院内学童保育クラブ
- ・院内字城前 ☎36・3556
- ◆小出学童保育クラブ
- ・中三地字橋本 ☎36・2251

【金浦地域】

- ◆学童保育クラブ
- ・たんぼぼサークル
- ・金浦字南金浦 ☎38・3381

【象潟地域】

- ◆学童保育のびやかサークル
- ・象潟町字浜ノ田 ☎43・5310
- ◆学童保育星城クラブ
- ・象潟町小滝 ☎44・2314
- ◆上浜学童保育クラブ
- ・象潟町大砂川 ☎44・8940

●あきた子育てふれあいカード

あきた子育てふれあいカードは、子育て中の皆さんを応援する協賛店のサービスが受けられるカードです。協賛店を紹介するガイドブックの改訂版ができました。



保育園児・小学校児童には保育園や学校を通じて配布していますが、未就学児・中学生・妊婦の方などは窓口で交付します。

- 交付窓口
- 仁賀保庁舎 子育て長寿支援課
- 金浦庁舎 金浦市民SC
- 象潟庁舎 象潟市民SC

※持っていない、紛失してしまったという方にも交付します。